

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第155号）

スポーツ課

1 改正の理由

次の施設を設置及び廃止するため、所要の改正を行う。

- (1) 前橋市ローズタウンサッカー場の設置
- (2) 前橋水質浄化センターの建替えに伴う前橋市六供温水プールの廃止

2 主な内容

- (1) 前橋市ローズタウンサッカー場の名称及び位置

名 称	位 置
前橋市ローズタウンサッカー場	前橋市富田町1674番地8

- (2) 前橋市ローズタウンサッカー場の使用料

区 分		使 用 料	
占 有 利 用	天然芝サ ッカー場	1面	30分につき12,100円
	人工芝サ ッカー場	1面	30分につき7,150円
	フット サル場	1面	30分につき7,150円
サ ー ビ ス 提 供 施 設 (1か月につき)	基 本 使用料	1平方メートルにつき5,500円	
	加 算 使用料	売上高の40パーセントの額	

※サービス提供施設の利用許可の対象者は、当該サービス提供施設の入場者に対する飲食物の販売その他のサービスの提供者であって、地域の活性化に寄与すると市長が認める事業を行うものとする。

- (3) 利用料金について、次のとおり定める。

ア 指定管理者は、条例で定める使用料の額の範囲内で市長の承認を得て利用料

金を定め、当該指定管理者の収入とすることができる。

イ 市長は、必要があると認めるときは、利用料金の一部を市の歳入として徴収することができる。

(4) スポーツ施設の名称及び位置並びに使用料に係る規定から、前橋市六供温水プールに係る規定を削る。

3 施行期日

2の(1)から(3)まで 市規則で定める日

2の(4) 令和6年4月1日